

青少年愛護条例のあらまし

～家族、社会の絆で、青少年に健やかな未来を～



県民・保護者・事業者のみなさんへ

インターネットを始めとする情報化の急激な進展や深夜営業の増加に伴い、青少年を取り巻く社会環境は非常に厳しい状況になっています。この条例は、こうした社会環境の変化に対応し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から未来を担う青少年を保護しようとするものです。

本県では、県民、保護者、事業者、県及び市町の責務を定め、相互に協働して青少年の健全育成と保護に取り組むこととしています。それぞれの立場で、自らすすんで、積極的な取り組みをお願いします。

県 民	保護者	事業者	県・市町
相互に協力して社会環境の清浄化に努めましょう。	青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、養育しましょう。	青少年の健全な育成を阻害しないよう努め、健全育成に関する施策に協力しましょう。	各種施策を実施するとともに、青少年の健全育成と保護に関する県民の取り組みを支援します。

この条例で、青少年とは18歳未満の者をいいます。



兵庫県

保護者の義務

第24条の2、第24条の4

青少年のインターネットの適切な利用

保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話、パソコン等のインターネットを利用できる端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければいけません。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければいけません。

青少年のスマートフォン・携帯電話について、原則フィルタリングを利用すること

保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話インターネット接続サービスの契約に際して、正当な理由があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない申し出をすることができますが、正当な理由を記載した書面を提出しなければいけません。

(参考) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(第17条)
保護者は、スマートフォンや携帯電話の使用者が青少年の場合には、その契約の際に携帯電話事業者はその旨を申し出なければいけません。

フィルタリングとは

子どもたちが、安全に安心してスマートフォンや携帯電話でインターネットを利用できるよう、子どもの発達段階に応じて、サイトへのアクセスを保護者が管理し、有害情報やネットトラブルから子どもを保護する機能です。

フィルタリングにより制限できるサイトの例

アダルト、暴力、自殺、犯罪行為、出会い、ギャンブル、飲酒・喫煙などの情報を含むサイト

携帯電話事業者の義務

第24条の4

契約時における説明、説明書の交付

携帯電話事業者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話のインターネット接続サービスの契約に際して、青少年又はその保護者に対して、次の内容を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければいけません。

- スマートフォンや携帯電話のインターネット接続サービスの提供を受けると、青少年が有害情報に接する機会が生じること
- インターネットの不適切な利用により、青少年が犯罪に巻き込まれる事件が発生していること
- 携帯電話事業者が提供するフィルタリングの内容
- 保護者がフィルタリングを利用しない申し出をする場合は、正当な理由が必要であること



フィルタリングを利用しない旨の申出書の保存

携帯電話事業者は、フィルタリングを利用しない契約を行った場合、保護者が提出した正当な理由を記載した申出書をその契約が終了する日までの間、保存しなければいけません。



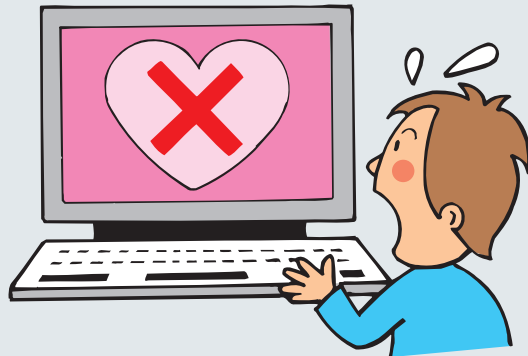
インターネットを利用できる端末設備を 公衆の利用に供する事業者の義務

第24条の3

青少年が有害情報を閲覧することができないようにするための措置

対象事業者は、次の措置を講じることにより、青少年が当該端末設備を利用して有害情報を閲覧することができないようにしなければいけません。ただし、法令又は条例の規定により常時青少年の立ち入りを禁止している場合は、この限りではありません。

- ① 青少年の利用に供する端末設備にフィルタリングソフト又はフィルタリングサービスを利用すること。
- ② 利用者の年齢確認を行うこと。ただし、全ての端末設備にフィルタリングソフト又はフィルタリングサービスを利用する場合は、年齢確認は必要ありません。
- ③ 営業又は事業の場所ごとに責任者を置くこと。



対象事業者

- インターネットカフェの営業者
- インターネットを利用できるパソコンを利用させる図書館や公民館の管理者
- 課金式パソコンを利用させる事業者
- その他事業として不特定多数の者にインターネットを利用できる端末設備を利用させる事業者

県の調査について

兵庫県では、フィルタリング等に関する規定の履行状況を確認するため、対象事業者に対し調査を行うことがあります。また、事業者の義務違反は**勧告・公表**の対象となります。

2

脱法ドラッグをはじめとする薬物対策の強化

新

兵庫県では、青少年の脱法ドラッグ等の薬物濫用を防止するため、薬事法の指定薬物を、青少年愛護条例の指定医薬品等に規定し、青少年に対する行為の規制対象薬物の範囲を拡大しました。

(平成24年12月14日施行)

使用場所の提供及び 周旋の禁止

第22条

何人も、指定医薬品等を不健全な目的に使用する行為が、青少年になされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、その場所の提供又は周旋をしてはいけません。違反すると、50万円以下の罰金又は料料。



譲渡、交付等の禁止

第23条

何人も、指定医薬品等を青少年が不健全に使用することを知って、譲渡し、交付し、又は周旋してはいけません。違反すると、50万円以下の罰金又は料料。

勧誘の禁止

第23条

何人も、指定医薬品等を不健全な目的に使用することを勧誘してはいけません。違反すると、30万円以下の罰金又は料料。



指定医薬品等の例

- 催眠剤 ○シンナーやボンド等有機溶剤
- 薬事法第2条第14 項に規定する「指定薬物」

脱法ドラッグの危険性

- 脱法ドラッグは含有成分が不明なことから、事業者等が認識なく違法薬物を販売する危険性があります。
- 店舗で販売された製品から、違法薬物が検出される事件が全国各地で発生しています。
- 脱法ドラッグを摂取すると、幻覚、幻聴、依存症、急性薬物中毒などを引き起こし心身に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

3

深夜外出の制限

保護者の義務

第24条

保護者は、特別の事情がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないようにしなければいけません。

連れ出し等の禁止

第24条

何人も、保護者の承諾等なく、深夜に、青少年をその住所等から連れ出し、又はその住所等以外の場所に居させてはいけません。違反すると、30万円以下の罰金又は科料。

なお、深夜以外に連れ出し、深夜に至った場合も禁止の対象です。

事業者等の義務

第24条

深夜に営業を営む者（従業員を含む）は、深夜に営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければいけません。

深夜遊技営業等の場所への立入禁止

第15条の2

カラオケハウス、インターネットカフェ、まんが喫茶等個室や区画を設けて営業を行う者は、深夜に青少年を客として立ち入らせてはいけません。違反すると、30万円以下の罰金又は科料。

深夜遊技営業等の場所への立入禁止掲示義務

第15条の2

カラオケハウス、インターネットカフェ、まんが喫茶等個室や区画を設けて営業を行う者は、施設の深夜における青少年の入場を禁ずる旨を、営業場所の見やすい箇所に掲示しなければいけません。違反すると、科料。

深夜とは

午後11時から
翌日の午前5時までをいいます。

当店は、青少年愛護条例により深夜において青少年を立ち入らせてはならない場所に該当しますので、午後11時から翌日午前5時までの間は、18歳未満の青少年の方の入店を強くお断りいたします。

おおむね28センチメートル

おおむね40センチメートル

(参考)

深夜に営業を行う事業者は、青少年を深夜外出の危険にさらさないために、午後11時以前の時間帯においても立入制限を設けるなど、社会的責任に基づく自主的な規制の実施をお願いします。

4

有害興行に関する規制

興行者の義務

第11条

興行者は、有害興行を青少年に閲覧させてはいけません。違反すると、30万円以下の罰金又は科料。



興行の指定

第11条

【個別審査による指定】

知事は、興行の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、有害興行として指定できます。

- 著しく性的感情を刺激するもの
- 著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの
- 著しく恐怖心を付与するもの
- 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるもの
- 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるもの

【有害興行とみなす規定】

興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で、知事が指定するものが、青少年の観覧を不適当と認めたもの

知事が指定

有害興行

該当

興行とは

映画、演劇、演芸等

5

有害図書類に関する規制

図書類取扱業者の義務

第12条

図書類取扱業者は、有害図書類を青少年に販売・貸付、及び閲覧・視聴させてはいけません。違反すると、30万円以下の罰金又は料料。

有害図書類の指定

第12条

【個別審査による指定】

知事は、図書類の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、有害図書類として指定できます。

- 著しく性的感情を刺激するもの
- 著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの
- 著しく恐怖心を付与するもの
- 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるもの
- 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるもの

【有害図書類とみなす規定】

- 書籍、雑誌等の刊行物であって、卑わいな姿態等を掲載するページの数、20ページ以上又は全体の5分の1以上を占めるもの
- ビデオテープ、ビデオディスク等であって、卑わいな姿態等を描写した場面が3分以上のもの
- 表紙又は包装箱等に卑わいな姿態等を掲載しているもの
- 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で、知事が指定するものが、青少年の閲覧、視聴を不適当と認めたもの

知事が指定

有害図書類

該当

図書類とは

書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、CD、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク等

卑わいな姿態等とは

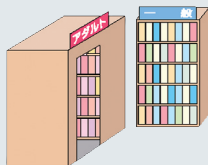
全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為

有害図書類の陳列の制限

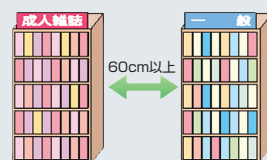
第12条の2

有害図書類は、下図の方法により、区分陳列するとともに、店舗の外から有害図書類が見えないようにしなければいけません。違反に対して改善命令を行います。命令に従わないと、30万円以下の罰金又は料料。

成人コーナーを設ける方法



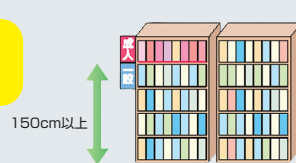
一般図書類と距離を離す方法



一般図書類と仕切る方法



背表紙のみ見えるようにする方法



ビニール包装、ひも掛け等の方法

上の方法により、陳列が困難な場合



ここに陳列している〇〇は、青少年愛護条例により青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない図書類に該当しますので、18歳未満の青少年の方の購入、借受け、閲覧及び視聴を堅くお断りいたします。

おおむね25センチメートル

おおむね10センチメートル

がん具販売店の義務

第12条

がん具販売店などは青少年に有害がん具類等を販売・貸付してはいけません。違反すると、30万円以下の罰金又は科料。

有害がん具類の指定

第12条

【個別審査による指定】

知事はがん具類等の形状、構造又は機能が次のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、有害がん具類等として指定できます。

- 人体に危害を及ぼすおそれがあるもの
- 著しく性的感情を刺激するもの

【有害がん具類とみなす規定】

- 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等
- 使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと誤認させる表示がされ、又は使用済みの下着と誤認させる形態を有するものを含む。）
- 下着の形状をしたがん具類

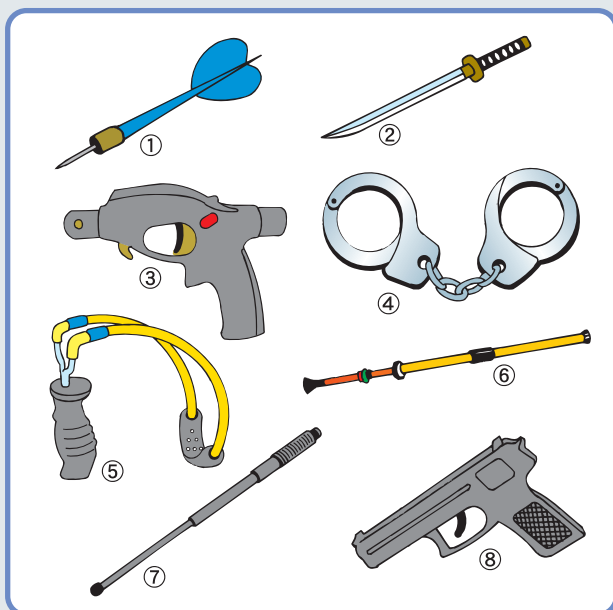
知事が指定

有害がん具類

該当

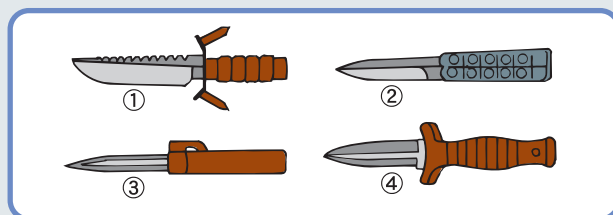
指定されている有害がん具類

- | | |
|-------------|---------|
| ① 投げや（DART） | ② 演劇用刀剣 |
| ③ 水中銃・水中ヤス | ④ がん具手錠 |
| ⑤ 狩猟用パチンコ | ⑥ 吹き矢 |
| ⑦ 特殊警棒 | ⑧ がん具銃 |



指定されている刃物類

- ① 固定式のナイフ（サバイバルナイフなど）
- ② 折りたたみ式のナイフ（バタフライナイフなど）
- ③ スライド式のナイフ（振り出しナイフなど）
- ④ 両刃ナイフ（ダガーナイフなど）



がん具銃に関しては、条例においてある一定以上の威力を有するがん具銃を有害がん具として指定していますが、青少年の健全な育成を目的として独自にがん具銃全ての所持の禁止を指導している学校もありますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

がん具銃の基準

構造

拳銃、小銃、機関銃又は猟銃の形を模したもので、圧縮空気又は圧縮ガスの力を利用しあるいはバネの反動力を利用して弾丸を発射するもの

機能

当該がん具銃用の弾丸を装填し発射した場合において、発射された弾丸の有する単位面積当たりの運動エネルギーが、銃口の直前で、 $0.07\text{kg} \cdot \text{m}/\text{cm}^2$ （キログラム・メートル毎平方センチメートル）以上のもの（ジュールでは $0.686\text{ジュール}/\text{cm}^2$ 以上）

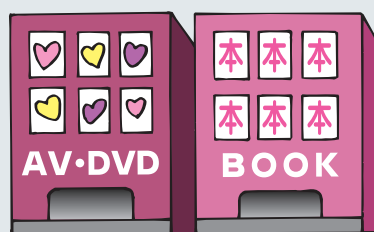
7

図書類又はがん具類等を収納する自動販売機に関する規制

図書类等販売業者又は自動販売機管理者は、自動販売機に、有害図書類又は有害がん具類を収納してはいけません。違反すると、30万円以下の罰金又は料料、常習の場合は、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

第12条の5

兵庫県では、県民による撤去運動の結果、平成19年以降、有害図書類等の自動販売機は設置されていません。



8

有害広告物の制限

第13条

知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、広告主又は管理者に対して、その内容の変更若しくは撤去又は同一の内容の広告物の掲示の禁止を命ずることができます。この命令に従わないと、30万円以下の罰金又は料料。

9

古物の買い受け等に関する規制

第14条

古本屋などの古物商は、青少年から古物（書籍、ゲームソフト、CD等）を買い受けてはいけません。ただし、青少年が保護者の委託を受けたり、同意を得た場合は除きます。違反すると、20万円以下の罰金又は料料。



10

入れ墨を施す行為等の禁止

第20条

何人も、青少年に対し、入れ墨を施したり、入れ墨を受けるよう勧誘したりしてはいけません。違反すると、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

11

みだらな性行為等の禁止

みだらな性行為等の禁止

第21条

何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはいけません。違反すると、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。



みだらな性行為等を教えたり見せたりする行為の禁止

第21条

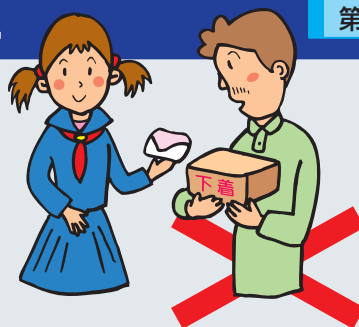
何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教えたり見せたりしてはいけません。違反すると、30万円以下の罰金。

12

使用済み下着等の買受け等の禁止

第21条の2

何人も、青少年から使用済み下着などを買い受けてはいけません。違反すると、30万円以下の罰金又は料料、業として行った者は、50万円以下の罰金。



知事により立入調査の業務を命ぜられた者又は委任された者は、条例の徹底のため必要と認められるときは、営業時間内において、調査し、関係者に質問し、又は関係者から資料の提出を求めることができます。立入調査を拒否等した者は、10万円以下の罰金又は料料。



兵庫県では、条例規制対象店舗に対し、原則1年に1回以上の立入調査を実施しています。
ご協力よろしくお願いします。

青少年に関することは～

県民局	電 話
神戸県民局県民室県民福祉課	078-382-8249
阪神南県民局県民協働室県民課	06-6481-4634
阪神北県民局県民協働室県民課	0797-83-3138
東播磨県民局県民室県民課	079-421-9105
北播磨県民局県民生活室県民課	0795-42-9352
中播磨県民局県民室県民課	079-281-9198
西播磨県民局県民室県民協働課	0791-58-2131
但馬県民局県民協働室県民運動課	0796-26-3648
丹波県民局県民室県民課	0795-72-5168
淡路県民局県民生活室県民課	0799-26-2048

こども家庭センター	電 話
兵庫県中央こども家庭センター	078-923-9966
洲本分室	0799-26-2075
兵庫県西宮こども家庭センター	0798-71-4670
尼崎駐在	06-6423-0801
兵庫県川西こども家庭センター	072-756-6633
丹波分室	0795-73-3866
兵庫県姫路こども家庭センター	079-297-1261
兵庫県豊岡こども家庭センター	0796-22-4314
神戸市こども家庭センター	078-382-2525

警察署等	電 話
少年相談室「ヤングトーク」	0120-786-109
各警察署	
神戸東部少年サポートセンター	078-841-6360
神戸中央少年サポートセンター	078-341-5988
神戸西部少年サポートセンター	078-578-4395
神戸垂水少年サポートセンター	078-707-3344
神戸北部少年サポートセンター	078-582-4537
西宮少年サポートセンター	0798-35-3875
尼崎少年サポートセンター	06-6427-4651
阪神北少年サポートセンター	072-784-7820
明石少年サポートセンター	078-924-9535
東播少年サポートセンター	079-454-3364
姫路少年サポートセンター	079-285-4668
姫路南少年サポートセンター	079-237-1233

ひょうごっ子悩み相談センター	電 話
毎日9時～21時 (12/28～1/3を除く)	0120-783-111 0795-42-6004
毎日21時～翌9時 (12/28～1/3を除く)	0795-42-6559

ひきこもり・不登校・いじめなどに悩むあなたへ

ひょうごユースケアネット **ほっとらいん相談**

専用ダイヤル

(078)977-7555

相談料は無料です。

※専門スタッフによる電話相談のみです。

実施日時

月・水・金・土曜日

【午前】10:00～12:00

【午後】1:00～ 4:00

※祝日及び年末年始はお休みです。



**ひとりで
悩まないで!**

問 い 合 せ



兵庫県企画県民部県民文化局

青 少 年 課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL: 078-341-7711(代表) FAX: 078-362-3957

Eメール seishonen@pref.hyogo.lg.jp

Webサイト http://web.pref.hyogo.lg.jp/ac12/ac12_000000024.html